

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

情報公開法

Q : 情報公開法が4月から施行されていますが、開示される情報と開示されない情報があると聞きました。国税についてはどのような情報が開示されないのでしょうか。

A : 申告情報や調査情報、国税納付状況などの情報は不開示とされています。

【解説】

平成13年4月1日より「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（情報公開法）が施行され、職員が職務上作成・取得した文書、図面、電磁的記録で職員が組織的に用いるものとして、行政機関が保有しているもの（行政文書）の開示請求ができるようになりました。国税庁本庁及び国税局など関連機関も4月2日から情報公開窓口を設置し、納税者の行政文書開示請求に対応しています。

ところで、情報公開法では、プライバシー保護の観点から個人情報については不開示とされています。国税庁では、申告・申請・届出等に関する情報、調査に関する情報、納付状況・滞納処分等に関する情報、不服審査に関する情報などを不開示となり得るものとして例示しています。また、国際租税会議の情報、移転価格税制の執行に関する情報などの国際関係の情報や、システムの仕様書など、公開によって犯罪を誘発する可能性のある情報も不開示とされています。

なお、開示請求された文書の開示・不開示の決定は、原則として、開示請求後30日以内に行われることになっています。

（情報検索はこちら<http://www.e-gov.go.jp>）

